

令和 2 年

第 4 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 令和 2 年 5 月 27 日
至 令和 2 年 5 月 27 日

飯 館 村 議 会

令和2年第4回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	5.27	水	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和2年5月27日

令和2年第4回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和2年第4回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年5月27日（水曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和2年5月27日 午前11時00分				
時及び宣告	閉議	令和2年5月27日 午前11時47分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 長正利一		3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 石井秀徳		書記 高橋由香		書記 糯田文也	
地方自治法 第121条の 規定によ りたため る出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	山田敬行	○
	健康福祉課長	細川亨	○	産業振興課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	村づくり 推進課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	教育課長	佐藤正幸	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会 事務局長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○	選挙管理委員会 委員	伊東利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年5月27日（水）午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第56号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第57号 飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第58号 向押団地調整池等整備工事請負契約について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回飯舘村議会臨時会を開会します。

臨時会本会議場内においては、新型コロナウイルス感染防止のため、各人の判断でマスクの着用等の対応をお願いします。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（石井秀徳君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件1件、その他案件1件、計3件であります。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和2年4月分の例月出納検査の結果について議長に報告をされております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第56号から議案第58号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに令和2年第4回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ

ろ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の臨時会は、向押団地調整池等の整備工事の入札が終わりまして、仮契約を結びましたので、一般会計補正予算と併せてご承認をいただきたく、招集をしたものでございます。

それでは、提出いたしました議案について説明をさせていただきます。

議案第56号は、令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）でございます。既定予算に2,926万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を131億6,395万4,000円としたところでございます。

歳出の主な内容でございますが、民生費の児童福祉費に650万円、衛生費の保健衛生費に800万円、商工費の商工費に1,476万5,000円を追加いたしました。この財源は国庫支出金を充てております。

次に、議案第57号であります。飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、被保険者が新型コロナウイルスに感染し、休業して給与等を受けられなくなった場合、傷病手当金を支給できることになることに伴い、その受付事務を村で行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第58号は、向押団地調整池等整備工事請負契約についてでございます。5月25日に、8社による指名競争入札を行いました結果、株式会社英工務店が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億8,700万円です。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長からの提出議案等についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時06分）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査のため、引き続き休憩します。

再開は11時30分といたします。

（午前11時18分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◎日程第4、議案第56号 令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第56号令和2年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 内容的に伺っておきますけれども、13ページに継続支援補助金ありますけれども、50者の予定の予算だということですのでけれども、この法人関係と個人の数別には分からないのかどうかと、個人は一人親方とか農業者とか商業者とか、どの辺までのことを個人というふうに言われて、この数は50者には入っていないんですよ。その辺をお伺いしておきます。

産業振興課長（村山宏行君） 事業継続の補助金に関する対象者のご質問ということでございますが、今回、該当させておりますのは1万円以上の固定資産税額を納められていた事業者、個人ということでございまして、個人とその事業者のその人数のところまではちょっと今把握はしておりませんでした。ただ、中身について、農業者とかそういったことも当然入ってまいります。ただ、今回、該当させます方々、コロナウイルスの影響で3割以上売上げ等が減少した、そういったことが認められる方ということでありまして、また、これらの方々の事業内容については、申請があった段階で村のほうで確認をして出しているということでありまして。当然、中には農業の方もいらっしゃいます。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、国の関係の流れで、申請のあった方を該当するかどうか点検しながら補助金を出していくという流れだということで、数的には大工さんとか基礎屋さんとかいろいろ業種があると思うんですけども、数は把握していないということですか、農業者も含めて。

産業振興課長（村山宏行君） 昨年度の固定資産税の納税額、そこで一応業種のことは全て把握はしております。その中身で、これらの方々、該当するというところで最大限で50者ということで見込んだものでございます。

当然、この中に建設業等、いわゆる一人親方、建築関係の業者の方、そういったことも固定資産税を納めていただいている事業者については全て入っております。

ただ、ここで該当しないだろうというふうに考えて外しておるものにつきましては、多くはリースですね。大きな機械関係を事業所に貸し付けたりしている方、それから、土地のみを事業者に貸し付けている方、これは固定資産税で上がってまいります。そういった方々については影響がないということ以外しておるところであります。それらを外した結果で50者が残っているということになります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第57号 飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第57号飯舘村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第58号 向押団地調整池等整備工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第58号向押団地調整池等整備工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 請負契約なので、事業一式の話になりますけれども、議案説明の中で分かれて側溝と暗渠と全体とあるんですけれども、これをそれぞれ分けた場合の予算額、予定価格はどのぐらいだったんですか。

産業振興課長（村山宏行君） 内容の中で、いわゆる調整池分と、それから場内の側溝布設ということでありましたけれども、分けての設計書という形は、項目的にはありますけれども、その部分、特別取り出して、いわゆる諸経費とかを掛けたものという資料はございませんので。すみません、そちらについては用意はしておりません。

7番（佐藤八郎君） なかなか仕事がいろいろ業種によってない部分もあるので、分割発注なんかをする場合はそういうこともある程度予定価格というのを持ちながら考えたら、今後いいのかなというものもあって、ちょっと聞いてみたんですけれども。

産業振興課長（村山宏行君） 今回の調整池の整備であります。もともとは菊池製作所の第8工場の建築に伴いまして、場内的な調整池が必要になったというところでの工事でございます。

菊池製作所の工事のほう、本体のいわゆる第8工場の建物の工事が年度内ということがありまして、併せて村のほうでも調整池をこの時期に合わせて用意していくということがありましたので、こちら一体での工事ということで見込んだものでございます。

総務課長（高橋正文君） ちょっと今、分割発注のお話がありましたので若干申し上げますと、やはり、工種ごとに分割で発注すると諸経費等重なるところがございますので、高上がりになるということもございますので、今回については一括で発注させていただいているということでございます。

それで、この区分けで、概算の概算で申し上げますが、調整池の直工で約1億円、排水工が約5,000万円で、あとは諸経費で、1億8,700万円ということで、概算であります。

そのような内容でございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

5番（高橋和幸君） 議案第58号なんですけれども、これは前回の臨時議会で上がって、今回、予算が取れたということで上がったんですけれども、非常に恐縮なんですけれども、前回が多分、副村長と総務課長ですか、金額とか返済したいな在り方を説明したと思うんですけれども、私もいろいろ資料を見ていまして聞き逃しておりましたので、1億8,700万円ということで、使うのは菊池製作所なんですけれども、所有者が村ということで村が出すという説明だったんですけれども、その中で幾らかずつ返済したいな話があったと思うんですけれども、ちょっともう一度詳しくお話をお伺いできますか。

総務課長（高橋正文君） あその向押団地は村の土地でございます、村の工業団地で、菊池製作所が今使用しているということでございます。

今回、この整備工事はもちろん村が大家でございますので、村で工事をやる。それで、今ほどあった後の返済、返済ではないんですが、貸付料ということで土地代を菊池製作所さんからは年間400万円ほどずっと頂いております。今までで8,000万円か1億円近く頂いていると思いますが、今回の土地、この整備で面積が増えますので、来年度からの地代にはその分を加算して、その工事を菊池製作所さんに負担をいただくと。だから、地代が上がるということですね、来年度から。菊池製作所さんに頂く地代に加算して頂くということです。1億8,700万円ではないんですけれども、その面積割で地代に加算して貸付料が上がるということでございます。

5番（高橋和幸君） 今の説明ですと、村のほうで1億8,700万円出しますけれども、これに対しての返済ではなくて、今現状使用している土地プラス、今回この土地がプラスされて、そのプラスアルファでの土地代での返済になるということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 返済ということにはならないかとは思いますが、以前から貸している土地の賃借料として、今回増える面積を加算して来年から賃借料として頂いていくということでございます。

5番（高橋和幸君） これだけ多額な金額ですので、私、多分、以前の一般質問で総務と厚生で視察に行ったときに、ハヤシ製作所さんで住居が困っているということで、村長のほうにアパートとかそういうのを村で貸したりできないですかと言ったら、そういうことはできませんというお話だったんですけれども、これ、菊池製作所さんは、毎年毎年このほかに何千万円という融資が続いていまして、村内企業者は菊池製作所さんだけではありません。村には大分貢献してもらっていますが、じゃあほかの企業さんが困ったときに、1億円、2億円、村で出資してもらえますかといったときに、一体村はやってくれるんですかという話になりますし、優先してこうやっっているいろいろやっってもらっていますけれども、土地代の返済ではないと。土地代の値上げだといいますけれども、じゃあ実際それが幾らになるのかというのも細かく、分かるのであれば教えていただきたいですし、一企業だけ、やはり優先していろいろなことを好条件でやってもらうというののもいかなものかなと思いますけれども、その辺に対してはどう思われますか。

村長（菅野典雄君） まず、菊池製作所さん、飯舘村に工場を造って、村民の雇用なりなんな

りをということで、一時300人ぐらいずっと、避難前はやっていただいていたわけですが、その都度、私がずっと思っていたのは、普通、会社であれば買い取る話だろうと思います。それをあえて土地代で払うというのは、ずっと、やはり役場のほうに金を入れていくという社長さんの考え方があったのではないかなと思っています。

ということで、実は今回とはまた別に、第6工場だったか第7工場だったか、あちらの東側、個人の田んぼを購入させていただいて土盛りをして第6だか第7の工場を建てたといういきさつもあります。今回もそういうことなんです、いずれにしても、土地代を払い続ける、固定資産税を払っていく、あるいは従業員の皆様方のいわゆる給料から所得を払っていただくなどなど、今ちょっと持ち合わせがないんですが、後で提出させていただきますが、大体1億円ぐらいがかなり入っているということでありまして、1年間にですね、計算しますと。そういう形なので、実は今、飯舘村も村民の方から土地を借りて何十年も払い続けているという土地があいの沢辺りとかその他にあるんです。それをずっと払い続けていくわけですから、村としては大変なのでぜひ売って欲しくないかという話で、以前一部売ってもらったり、今回もその対応をしています。ですから、本来は一時的に買ったほうがちょっと高くても得なはずなのが、社長さんは一貫して飯舘村に金を払い続けたいと、こういう思いだと思いますので、今回も僅かかもしれませんが、今までの固定資産税が上がって、これからずっと払い続けていただくということだと思っていますので、ぜひご理解をいただければと思っています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回飯舘村議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時47分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月27日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 長 正 利 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄